

1 制限措置

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	小型いか釣り漁業 (県外船)	2 1 2		定めなし	山口県 外海	4月1日から 翌年3月31日 まで	自県もしくは根拠地県において同種漁業の許可を現に有する者、もしくは前年度有していた者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年12月12日から令和8年1月31日まで

3 許可の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

※ 小型いか釣り漁業とは、山口県漁業調整規則（令和2年山口県規則第46号）第4条第1項第16号で「瀬戸内海以外の海域において、いかの釣り上げ及び取り外しを繰り返して自動的に行う設備を有する総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業」と規定されている。